

その解決條項の重なるものを上げらるなり成

一、小作人側は昭和四年度小作料二割五分引、昭和五年度小作料三割引にて  
これに三回、一回は昭和七年七月三十一日まで、第二回は昭和七年十  
二月三十一日まで、第三回は昭和八年十二月三十一日まで納入すべ  
し。

二、小作人側は昭和六年度小作料を三割引として昭和七年七月三十一日まで  
に納入すべし。

三、地主側は立入禁止を即時解除すべし。

四、地主側は小作人側に争訟費用金一封を送る。

五、今後減免を要求する時は必ず検見を行いな

六、右和解除條項を履行せざる場合は小作契約を解除するも何等異議申すべ  
き事

本年度争議

一、争議の原因

の争議開始前の背景

昭和四年の争議に小作人側は可成りの疲弊を見せ、争議の解決後組織上に甚大  
しい影響を承大した。即ち切小支部委員五十二名は脱退し、切目支部  
(二十九名)は自然解消の状態に到った。曰高地区協議会の支部長会議の如き  
も何時も定員に満たず、流会する様な事情であった。勿論曰高斗争の見るべきも  
の殆んど無く、当然争議を見るべき昭和七年度小作料納入期を前にしても、一  
つの対策を以て決定され得ない様な小作人側の有様であった。

(四)争議の原因

小作人側のこの乱れ腰を感ぜられた地主協会側は十一月中旬、小作人側が何等  
の対策を持たない前に突如証拠保全の申請をして攻勢を示した。曰高地区協  
議会は急遽支部長会議を召集してこれが対策を協議した結果、出来得べくん  
ば円満なる解決を望まうとする建前から次のやうな具体的方針を決定した。

一、和解除に依る三分の一は期限内に納入する事

二、昭和七年度小作料は五割減(しかしこれも昭和七年度末に納入するので  
はなく、昭和十年後に納入するものと組合員全部が一人決めとしておく)